



令和7年11月14日  
みちのく村山農業協同組合

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JA みちのく村山は、村山市・尾花沢市・大石田町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合は、地域の一員として農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

当組合の資金は、その大半がお客さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉とし、資金を必要とするお客さまや地方公共団体などにもご利用いただいております。また、常にお客さまに寄り添い、安心を届け、農業・地域社会とより広く・より深く繋がり、「ひと・いえ・くるま・農業」の保障・サービスの提供に努めています。

JA みちのく村山では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

（注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。【原則6（注6、7）】

### 1. お客さまへの最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

#### （1）金融商品

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、国内外の社会情勢や金融環境、手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。また、当組合は、お客さまの最善の利益につながる取組として、金融商品を提供する運用会社のプロダクトガバナンスの取組を把握するとともに、JA銀行全体として運用会社と相互に情報連携をおこないます。

また、運用会社における販売実態等に関する検証結果の提供を踏まえ、必要に応じて提案活動の改善や見直しをおこないます。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

## （2）共済仕組み・サービス

お客さまが、生活や農業における様々なリスクに対して、安心して万全に備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

## 2. お客さま本位の提案と情報提供

### （1）信用の事業活動

① お客さまの金融知識・経験・財産、要望や目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売します。ご提案の際は、資産形成・運用の必要性を説明するため、「資産運用ガイド」等の資材を活用し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、3、4、5）】

② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。資産形成・運用におけるリスクも踏まえ、色分けされた資金から投資信託の購入をご検討いただけるお客様に対し、投資を検討している資金の運用スタイルを確認していただくため、「JA バンク資産運用スタイル診断シート」を活用し、お客様の目的をより適切に把握し、それに照らして最適と考えられるご提案を実施します。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

## （2）共済の事業活動

① お客様に対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりのニーズ・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをご提供します。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

② 保障の加入にあたっては、お客様のお考えを的確に把握・確認したうえで、保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

③ ご高齢のお客さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得・ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

④ 保障の加入にあたり、共済掛金の他にお客さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則 4】

⑤ 各種手続きの実施にあたっては、お客様に分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心していただけるアフターフォロー（3Q活動等）をきめ細やかに実施します。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

## 3. 利益相反の適切な管理

お客様への商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害するがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および（注）】

## 4. お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

JA 系統の県域研修受講や資格取得の推進を通じて、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢・組織を構築します。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024年9月改訂)との対応を示しています。